

鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月19日（火）第3376号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告	示	
○廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定	（廃棄物・リサイクル対策課取扱い）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定	（森づくり推進課取扱い）	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出	（障害福祉課取扱い）	2
○土地改良区の役員の就退任の届出	（農地整備課取扱い）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	3
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（熊毛支庁取扱い）	3
	公 告	
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告	（商工政策課取扱い）	4
○宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告	（建築課取扱い）	4
○競争入札の参加者の資格に関する公告（2件）	（管財課取扱い）	5
○一般競争入札公告（2件）	（管財課取扱い）	7
	選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○直接請求の連署に必要な有権者の数（※）	（選挙管理委員会取扱い）	12
	公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い）	14

告 示

鹿児島県告示第1195号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定区域

薩摩川内市樋脇町塔之原字六郎迫13531番25の一部、13565番の一部、13565番地先里道の一部、13566番の一部、13566番1の一部、13567番の一部、13567番1、13567番2の一部、13568番9の一部及び13571番2の一部

2 埋立地の区分

法第9条の3第11項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

鹿児島県告示第1196号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年12月14日農林水産省告示第2488号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
霧島市民薬局 霧島市国分中央三丁目38番16号	所在地	霧島市国分中央三丁目26番8号	霧島市国分中央三丁目38番16号	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿児島市松元土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 就任した役員の氏名及び住所
 - 理事 宇田 隆光 鹿児島市石谷町3692番地
 - 理事 池田 哲郎 鹿児島市上谷口町769番地2
 - 理事 原口 廣隆 鹿児島市直木町4104番地1
 - 理事 中園 幸一 鹿児島市入佐町202番地2
 - 理事 上四元正昭 鹿児島市四元町839番地1
 - 理事 中馬 亮二 鹿児島市直木町4534番地1
 - 理事 池田 高和 日置市伊集院町下谷口3557番地
 - 理事 園田 五男 鹿児島市入佐町971番地1
 - 理事 内 義英 鹿児島市四元町3813番地3
 - 理事 宮元 愛子 鹿児島市直木町4531番地2
 - 監事 有村 盛生 鹿児島市福山町2042番地7
 - 監事 吉永 昌一 鹿児島市直木町4376番地1
 - 監事 松下 清美 鹿児島市春山町1113番地
 （任期 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで）
- 2 退任した役員の氏名及び住所
 - 理事 宇田 隆光 鹿児島市石谷町3692番地
 - 理事 池田 哲郎 鹿児島市上谷口町769番地2
 - 理事 坂之上利治 鹿児島市直木町2975番地
 - 理事 東 和實 鹿児島市上谷口町4257番地
 - 理事 吉満 隆行 鹿児島市直木町2966番地1

理事	吉村 孝志	鹿児島市四元町1527番地
理事	原口 廣隆	鹿児島市直木町4104番地 1
理事	上四元正昭	鹿児島市四元町839番地 1
理事	中園 幸一	鹿児島市入佐町202番地 2
理事	有村 盛生	鹿児島市福山町2042番地 7
監事	益山 力	鹿児島市上谷口町3149番地
監事	吉村 善市	鹿児島市四元町1601番地 4
監事	川路 護	鹿児島市入佐町666番地

鹿児島県告示第1199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年12月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡伊仙町大字伊仙字古志與仁1838番1地先から同町大字伊仙字ウンゼ203番1地先まで	前	7.1～14.9	898.7
			後	7.4～55.8	893.2

鹿児島県告示第1200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年12月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡伊仙町大字伊仙字古志與仁1838番1地先から同町大字伊仙字大ゴ1393番1地先まで	平成29年12月19日

熊毛支庁告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年12月19日

熊毛支庁長 大田浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
月見荘	熊毛郡屋久島町尾之間1093番地3	特定非営利活動法人じゃがいものおうち	熊毛郡屋久島町尾之間136番地6	楠 篤雄	平成29年12月1日	共同生活援助

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年12月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル出水店
出水市黄金町562番 外10筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成29年7月21日
- 3 意見の概要
 - (1) 国土利用計画法23条第1項に規定する法定面積（5,000㎡）を超えているため、権利金・一時金を伴う地上権・賃借権の設定・移転を行った場合には、契約締結日を含めて2週間以内に本市への「土地売買等届出書」の提出が必要である。
 - (2) 駐車場出入口付近にフェンスや壁木等を設置する場合は、周囲の見通しが悪くならないように配慮すること。
 - (3) 開店当時及び売り出しの時期においては、交通量の増加による交通渋滞が予想されるので、駐車場の確保並びに交通整理員及び看板等による誘導を行うこと。
 - (4) 法定外公共物及び農道の工事等を行う場合には、工事施工承認申請や占用許可申請等の手続きを行い、許可条件を遵守すること。
 - (5) 土地の造成工事等時には、濁水を流出するおそれがあるため汚濁防止対策を行うこと。
 - (6) 土砂の搬入等により、市道及び農道を汚損または損傷しないようにすること。万が一汚損又は損傷した場合は、直ちに原因者の負担により清掃又は原形復旧すること。
 - (7) 当該開発行為にともなう工事について、市道及び農道の通行規制等の制限を極力行わない工事計画とすること。
 - (8) 開発行為により当該地域住民の利便性が損なわれないよう、店舗進入のための必要な措置を取ること。
 - (9) 法定外公共物及び農道の工事等に起因して生じた第三者に対する損失の補償については、申請者がその責めを負うものとする。なお、利害関係者に対し十分な説明・協議を行うことが望ましい。
 - (10) 空調設備、変電設備又は来店若しくは荷さばき車等の騒音について、事前の調査では影響は少ないと予測されているが、周辺住環境に十分配慮し、騒音対策を徹底すること。
 - (11) 建設作業において、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。
 - (12) 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行うとともに、ごみの減量化及び再資源化に可能な限り努めること。
 - (13) 上記(10)～(12)及びこれ以外の件について苦情等が発生した場合は、関係機関の指示に従い、自己の責任において迅速に処理すること。

宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、その所在地を鹿児島県知事に申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許証番号
有限会社南九州開発	福留 仁	鹿児島市宇宿3-37-18	平成25年6月30日	鹿児島県知事（3）第5188号

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成30年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調達をする物品等の種類

鹿児島県庁舎で使用する電気

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年12月19日から平成30年1月12日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者でない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成30年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 調達をする物品等の種類
かごしま県民交流センターで使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
平成29年12月19日から平成30年1月12日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者
イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者でない者

- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。
 - 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称
鹿児島県庁舎で使用する電気
 - (2) 購入をする物品等の数量
年間予想使用電力量 13,270,687キロワットアワー
 - (3) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (4) 需要場所
入札説明書による。
 - (5) 供給期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
 - (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間

平成29年12月19日から平成30年1月12日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成30年2月8日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年2月9日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）会議室1-A-2

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契

約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3800
ファックス番号 099-286-5641

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building

- (2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2018 through 31 March 2019

- (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

12:00 a.m. 8 February 2018

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3800

FAX 099-286-5641

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年12月19日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称
かごしま県民交流センターで使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量
年間予想使用電力量 2,874,026キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (4) 需要場所
入札説明書による。
- (5) 供給期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年12月19日から平成30年1月12日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワッ

ト当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成30年2月8日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年2月9日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）会議室1-A-2

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3800
ファックス番号 099-286-5641
- 13 その他
- (1) この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) この入札に係る契約は，平成30年4月1日に確定する。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center
 - (2) DELIVERY PERIOD:
From 1 April 2018 through 31 March 2019
 - (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
12:00 a.m. 8 February 2018
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3800
FAX 099-286-5641

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は，それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお，平成29年9月15日鹿児島県選挙管理委員会告示第23号（直接請求の連署に必要な有権

者の数)は、廃止する。

平成29年12月19日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,584	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	272,395	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	150,313
	鹿屋市・垂水市区	32,744
	枕崎市区	6,197
	阿久根市・出水郡区	9,037
	出水市区	14,846
	指宿市区	11,782
	西之表市・熊毛郡区	11,902
	薩摩川内市区	26,510
	日置市区	13,739
	曾於市区	10,665
	霧島市・姶良郡区	37,274
	いちき串木野市区	8,069
	南さつま市区	9,975
	志布志市・曾於郡区	12,684
	奄美市区	13,716
	南九州市区	10,287
伊佐市区	7,661	
姶良市区	21,120	
薩摩郡区	6,215	
肝属郡区	10,898	
大島郡区	17,113	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	272,395	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の		

請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の8万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第135号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年12月19日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRフィーバークィーンIIZER ORX	株式会社ジェイビー	7P1252
ぱちんこ遊技機	CRフィーバークィーンIIJP	株式会社ジェイビー	7P1431
ぱちんこ遊技機	CRフィーバークィーンIID2	株式会社ジェイビー	7P1485
ぱちんこ遊技機	CRシャカリーナV	マルホン工業株式会社	7P1466
ぱちんこ遊技機	CR FAIRY TAIL F PM	株式会社藤商事	7P1496
回胴式遊技機	パチスロ 新世紀エヴァンゲリオン・まごころを君に2j	株式会社ジェイビー	7S1377
回胴式遊技機	マイジャグラーIV/KE	株式会社北電子	7S1012
回胴式遊技機	ファンキージャグラー2/KA	株式会社北電子	7S1256
回胴式遊技機	リュウキュウマシマシ/KC-30	株式会社パイオニア	7S0876
回胴式遊技機	リュウキュウマシマシ/KC	株式会社パイオニア	7S1189
回胴式遊技機	パチスロ 戦場のヴァルキュリア /RS	タイヨーエレクトリック株式会社	7S1381